

例) 1か月単位の変形労働制

	2月1日 (日)	2月2日 (月)	2月3日 (火)	2月4日 (水)	2月5日 (木)	2月6日 (金)	2月7日 (土)	合計
当初の 所定労働時間	休	7	7	9	8	8	休	39
実際の 労働時間	休	8	9	10	9	8	休	44
時間外労働 となる時間	0	0	1	1	1	0	0	

① 1日の枠で3時間

② 1週間の枠で4時間

一週間40時間が法定労働時間（御社の場合）の中で一日の所定労働時間を
 超えた時間が時間外労働となり①また、一週間40時間を超えた場合も時間外
 労働となる② 上記の場合の計算は①で3時間 ②で $44-40-3 \Rightarrow 1$ 時間
 合計4時間が時間外労働となる。1.25倍の時間給となる

これを様々なケースで学習してみると営業利益出しがしやすくなる